



WAKABA

警備業務新任教育

基本教育

警備業務の基本原則に関すること

警備員指導教育責任者

小川 逸朗

警備員指導教育者

横地 幸成

1 警備員の使命と心構え

1 サービス業としての警備業

警備業が提供するサービスは

「安全と安心を提供する」という言葉に集約されているとおり、有形の結果を生じさせるものではないが、サービス業である

2 警備員に求められる信頼感

(1) 外見からの信頼感

人に与える第一印象はその外見で決まることが多い
留意事項は

- (ア) 清潔な制服を端正に着て、身だしなみを整える
- (イ) さわやかな笑顔で接している
- (ウ) 丁寧な言葉遣いをしている
- (エ) 正しい姿勢と節度有る動作で勤務している
- (オ) 礼儀と礼節をわきまえて勤務している。

2 警備員に求められる信頼感

(2) 内面からの信頼感

警備員が他の人と接した時に、警備員のさりげない所作によって信頼を獲得する場面も多い。

- (ア) 警備員としての誇りと自覚を持っている
- (イ) 旺盛な責任感を持っている
- (ウ) 社会人としての一般的な常識を身につけている
- (エ) 働く意欲を持っている。
- (オ) 常に業務に関する創意工夫を怠らない
- (カ) 自分の誤りに気づいたら、素直に改善する

2 警備員に求められる信頼感

(3) 行動からの信頼感

平常時や事故発生時を問わず、警備員がその時に取った行動によって信頼を獲得することも多い。

(ア) 警備技術に習熟している

(イ) 警備対象物件を熟知している

(ウ) いかなる事態に遭遇しても、冷静沈着に行動できる

(エ) いかなる事態であっても、適切で妥当な判断を下せる

2 警備員に求められる信頼感

(3) 行動からの信頼感

- (オ) 清廉潔白を信条とし、几帳面で真面目な勤務をしている
- (カ) 規則を遵守し、時間を守り、適切な報告をしている
- (キ) 自ら争いを起こさない
- (ク) 秘密を遵守している
- (ケ) プロ意識に徹している

3 警備員の使命と心構え

「警備業務」とは、次の①～④のいずれかに該当する業務であって、

『他人の需要に応じて、生命・身体・財産を守る業務』をいう。

他人の需要であっても、ボランティアは警備業務とはならない。

① 1号警備（施設警備）

事務所・住宅・遊園地等における、盗難等の事故発生を警戒し、防止

※ 機械警備も含まれる

3 警備員の使命と心構え

② 2号警備（雑踏・交通誘導警備）

人や車両の雑踏する場所、または通行に危険のある場所における、負傷等の事故発生を警戒し、防止

③ 3号警備（貴重品運搬警備）

運搬中の現金・貴金属・美術品等における、盗難等の事故発生を警戒し、防止（ALSOKなどの現金輸送）

④ 4号警備（身辺警備）

人の身体に対する危害の発生を防止（SP業務）

4 警備業務実施の基本原則

警備業務実施の基本原則（15条）

第15条

警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、この法律により、特別な権限を与えられているものではないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は、個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

4 警備業務実施の基本原則

警備業務実施の基本原則（15条）

第15条 のポイントは

- ① 特別な権限を与えられていない
- ② 他人の権利及び自由を侵害し、又は、個人若しくは団体の正当な活動に干渉しない。

株式会社NANYABA

警備教育資料

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

- ① 警備業法で警備員は一般人のと変わらないことと
言う事を定めているので、警備業務の実施に当たって、
行き過ぎ等による不法、不当事案を防止するために、次の
以下の点には特に注意しなければならない

株式会社INAKABA

警備教育資料

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

ア 職務質問

職務質問行為は一切認められていない。

例えば、施設警備において不審者を発見したからといって、警備室に連れ込んで職務質問をすることはできない。

この場合は、「どうかしましたか？」と声をかけるくらいしかできない。

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

イ 交通誘導

交通誘導警備において、警察官のような強制力はない。

例えば、信号機のある場所での交通誘導に関しては、信号機に従い、交差点内で車両を溜めないように誘導を行わなければならない。

片側交互通行では、事故防止のために協力を求めているにすぎない。

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

ウ 取調べ

現行犯逮捕した場合等は、取調べをすることはできない。

すぐに警察官に引き渡さなければならない。

警察官が来るまでの間は、逃げないように見張っているくらいしかできないため、契約先に一任する方法が無難である。

またに警備室等に入れると、監禁罪が適用される場合がある。

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

②は、他人の行為に関わってはいけな~~い~~と謳っている。

労働紛争等に介入することを防止するために規定されたものであるが、労働紛争が発生している会社の施設を警備することは禁止されていない。

株式会社INABA

警備教育資料

5 警備業務実施の基本原則

権限行使の類似行為と留意事項

「正当な活動」に当たる一般的基準は、相手の行為が合法的な活動である。

また、個人の活動の例としては、選挙活動などがあげられるが、選挙活動に介入しない限り、候補者の身辺警備は禁止されていない。

株式会社INAKABA 警備教育資料